

令和2年5月作成



介護保険事業者 指定（更新）申請の手引き

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

介護保険制度において、介護保険サービスを提供するには、サービスを行う事業所ごとに指定を受ける必要があります。

岡山市内に事業所を設置し新規（更新）指定を受けるに当たっては、本書に従って申請書類を作成し、審査を受けてください。

また、指定を受けた後も、必要な届出等を行ってください。

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

I-1 指定の意義

- ・介護保険サービスは、サービス種類ごとに定められた事業運営の基準（指定基準）を満たすものとして指定を受けた事業所が提供できます。岡山市内に事業所を設置し、介護保険法に基づく地域密着型サービスの事業を行い介護報酬を受けるには、岡山市長の指定を受ける必要があります。
- ・指定は、事業者からの申請に基づき、サービス提供の拠点となる事業所ごとに行います。
- ・指定に当たり、
 - ①申請者が法人であること
 - ②従業者の人員及び設備の基準を満たすこと
 - ③その他申請者及びその役員等が欠格事由に該当しないこと等を審査します。

◆主な指定の欠格事由◆

- ・暴力団員であること
 - ・禁錮刑以上の刑を受けて、その執行を終わるまでの者
 - ・介護保険法その他保健医療福祉に関する法律及び労働基準法等により罰金刑を受けて、その執行を終えるまでの者
 - ・社会保険各法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の定めるところにより納付義務を負う保険料等について、申請日の前日までに、滞納処分を受け、かつ、処分を受けた日から正当な理由なく3月以上の期間にわたり、処分を受けた日以降に納期限の到来した保険料等のすべてを引き続き滞納している者
 - ・指定取消から5年を経過しない者
 - ・申請者と密接な関係を有する者（申請者の親会社等）が、指定を取り消されてから5年を経過していないとき
 - ・指定取消処分の通知日から処分の日等までの間に事業廃止の届出を行い、その届出日から5年を経過しない者
 - ・5年以内に介護保険サービスに関し、不当又は著しく不正な行為をした者
- ・指定の有効期間は、**6年間**です。それ以降も継続して事業を実施する場合は、指定の更新申請をする必要があります。人員基準を満たしていない場合や、基準に従った適切な運営ができないと認められる場合及び欠格事由に該当する場合には、指定の更新は行われません。

I—2 指定の基準

◇指定事業所は、要介護者・要支援者の人格を尊重するとともに、介護保険法とそれに基づく、命令を遵守し、利用者のために忠実に職務を遂行しなければなりません。

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護についての指定基準は、これまで国が一律に省令で定めていましたが、介護保険法が一部改正され、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等については、岡山市の条例で定めることとなり、平成24年12月19日に「岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」を公布しています。(平成25年4月1日施行)
- ・岡山市における独自基準も設けていますので、次のホームページアドレスにて、必ず基準条例及び規則並びに解釈通知を確認してください。

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00070.html

なお、岡山市独自基準以外の運用については、「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」(平成18年3月31日 老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号)並びにその他厚生労働省から発出された各種通知及びQ&Aにおいて示されている内容を適用しますので、これらの通知等についての理解も必要です。

(1) 基準の性格

◇指定基準は、指定地域密着型サービスの事業がその目的を達成するために必要な最低限度の基準を定めたものであり、指定地域密着型サービス事業者はこれらを遵守し、常にその事業の運営の向上に努めなければなりません。

法令遵守について

◇介護保険制度は、高齢者の自立支援と尊厳の保持という基本理念のもと、自助・共助・公助により、介護を社会的に支える仕組みです。

「自助」として、費用の1割(2割・3割)を利用者が負担し、残りの9割(8割・7割)を「共助」(40歳以上の被保険者が払う保険料)及び「公助」(税金)で折半し負担しています。

◇介護サービス事業者は、自ら進んで介護保険法や指定基準(岡山市条例)を始めとする法令等を理解しそれを遵守するとともに、質の高いサービスを提供するよう努め、利用者及び市民の信頼を得る必要があります。

<介護保険サービス運営に関連する法令等>

『介護保険法』、『関連する法令、省令、通知文』、『労働基準法』、『労働安全衛生法』、『健康保険法』、『高齢者虐待防止法』、『個人情報保護法』、『老人福祉法』、『建築基準法』等

◆指定地域密着型サービスの事業を行う者又は行おうとする者が満たすべき基準等を満たさない場合には、指定地域密着型サービスの指定又は更新は受けられず、また、基準に違反することが明らかになった場合には、

- ①相当の期間を定めて基準を遵守するよう勧告を行います。
- ②相当の期間内に勧告に従わなかったときは、事業者名、勧告に至った経緯、当該勧告に対する対応等を公表します。
- ③正当な理由が無く、当該勧告に係る措置を採らなかったときは、相当の期限を定めて当該勧告に係る措置を採るよう命令することができます。（③の命令をした場合には事業者名、命令に至った経緯等を公示しなければなりません。）

なお、③の命令に従わない場合には、当該指定を取り消すこと、又は取消しを行う前に相当の期間を定めて指定の全部若しくは一部の効力を停止すること（不適正なサービスが行われていることが判明した場合、当該サービスに関する介護報酬の請求を停止させること）ができます。

◆ただし、次に掲げる場合には、基準に従った適正な運営ができなくなったものとして、直ちに指定を取り消すこと又は指定の全部若しくは一部の効力を停止することができます。

①次に掲げるとき、その他事業者が自己の利益を図るために基準に違反したとき

- ア 指定地域密着型サービスの提供に際して利用者が負担すべき額の支払を適正に受けなかったとき
- イ 居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に対して特定の事業者によるサービスを利用させることの代償として、金品、その他財産上の利益を供与したとき

②利用者の生命又は身体の安全に危害を及ぼすおそれがあるとき

③その他①及び②に準ずる重大かつ明白な基準違反があったとき

○運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準に従って事業の運営をすることができなくなったことを理由として指定が取り消され、法に定める期間の経過後に再度当該事業者から当該事業所について指定の申請がなされた場合には、当該事業者が、運営に関する基準及び介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を遵守することを確保することに特段の注意が必要であり、その改善状況等が確認されない限り指定を行わないものとするとしています。

(2) 指定地域密着型サービスの事業の一般原則 〈地域密着型条例 第3条〉

1 法人格の必要性

- ・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の指定申請を行うには、法人格を有する必要があります。

2 暴力団員の排除

- ・指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同程度以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）及び当該申請事業所の管理者は、「岡山市暴力団排除基本条例」に規定する暴力団員であってはなりません。

3 利用者の人格尊重

- ・指定地域密着型サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重して、常に**利用者の立場に立ったサービスの提供**に努めなければなりません。

4 虐待防止責任者の設置及び虐待防止研修の実施

- ・指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の養護、虐待の防止等のため、虐待防止責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対して虐待防止に関する研修を実施しなければなりません。また、利用者の居宅において虐待を発見した場合においては、地域包括支援センター等に通報する必要があります。

5 地域との連携

- ・指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスの事業を運営するに当たっては、地域との結び付きを重視し、本市、地域包括支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めなければなりません。

6 地域ケア会議への参加

- ・指定地域密着型サービス事業者は、地域包括支援センターから求めがあった場合には、地域ケア会議に参加し、又は地域包括支援センターの行う包括的支援事業その他の事業に協力しなければなりません。

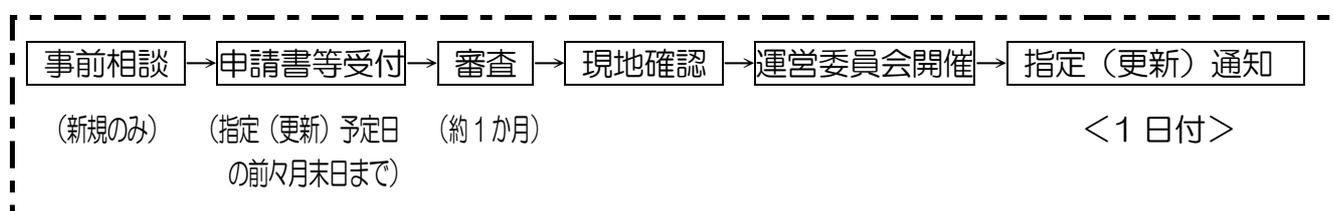
地域ケア会議とは・・地域が抱える高齢者に関する問題を共有するとともに、地域福祉の情報を集約し、課題解決に向けて専門職や行政機関との連携のもと、住民主体で話し合う会議です。

Ⅱ 指定申請について

Ⅱ-1 指定の事務の流れ

事業者指定は、年4回行う予定です。

申請書提出・受付	地域密着型サービス 運営委員会	指定予定日
2月	3月	4月1日
5月	6月	7月1日
8月	9月	10月1日
11月	12月	1月1日



(1) 指定の受付担当部署

・定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定に関する事務は、下記の岡山市事業者指導課において行います。

・事前相談、新規申請の受付は、事前予約が必要です。担当者が不在であったり、別の相談を受けている場合もありますので、必ず電話予約をしていただき、申請窓口へお越しください。その際は、新規事業所の管理者に就任予定の方又は法人代表の方が出席（同席）してください。

※設計コンサルタント・建築事業者等のみでの相談は不可

・予定している事業開始日を見込んで、ゆとりを持って相談・申請されるようお願いいたします。

◇申請受付◇

岡山市 保健福祉局 高齢福祉部
事業者指導課 訪問居宅事業者係

(086) 212-1012

〒700-0913

岡山市北区大供三丁目1-18 KSB会館4階

(2) 事前相談

- ・適切かつ円滑な申請手続き、申請の審査及び指定等を実施し、指定を受けた事業のサービスの質の確保を行うため、必ず事前相談をしてください。
- ・指定申請を行う予定の事業者は、申請書提出日の3か月前から遅くとも2か月前までに、必ず当課と事前相談を行ってください。

◇事前相談の内容◇

- ・事前相談は、留意事項等の説明、質疑応答その他、必要な指導・助言を行います。以下の書類をご用意の上、お越しください。

【事前相談で使用する書類】

- ・事業所の建物の位置図、計画平面図
- ・法人登記事項証明書の写し

(3) 指定のスケジュール

ア 基本ルール

- ①指定予定日の前々月末日までに受け付けた申請書類を審査し、地域密着型サービス運営委員会に諮った上で、指定予定月1日付で指定を行います。
例：5月31日に受付した申請は、審査の上、7月1日に指定となります。
なお、月末が閉庁日の場合は、翌開庁日が締切日となります。
例：月の末日が土曜日の場合は、その翌々日の月曜日が締切日となります。
- ②書類に不備があるものについては、受理できません。
- ③申請時点で、建物・備品等が使用可能な状態になっている必要があります。

◆指定（更新）申請書の提出期限・提出方法◆

◇新規申請の場合は、指定予定日の前々月末日までに、当課まで1部持参してください。郵送での受付は原則行いません。

◇更新申請の場合は、指定更新予定日の前々月末日までに、当課まで1部持参又は郵送してください。

なお、指定申請書等の様式については、岡山市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードして使用してください。

【指定申請様式の掲載場所】

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00015.html

トップページ > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 介護・障害事業者 > 地域密着型サービス事業者の指定申請について

【指定更新様式の掲載場所】

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00013.html
トップページ > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 介護・障害事業者 > 地域
密着型サービス事業者の指定の更新について

※申請書類の内容に不備がある場合等、当課で受理することができないと判断した場合は、ご希望の指定予定日での手続きができない場合がありますので、十分な余裕をもって申請してください。

◇指定予定日の変更等について

- ・指定予定日については、申請書提出日の受付日より行うことを原則とします。しかし、以下に該当する場合であって、指定予定日に指定を行うことが困難であると当課が判断した場合は、申請の内容、審査の進捗状況等を踏まえ、事業者と協議の上、指定予定日の変更等を行うこととします。

【指定予定日を変更等する場合】

- ①指定申請書類の受理後、工事の遅延等により指定予定日に指定をすることが困難と認められる場合
- ②指定予定日の1週間前までに、申請書類の修正や追加資料の提出がなく、審査に支障をきたす場合
- ③その他事業者の責に帰すべき事由により指定予定日に指定等をすることが困難と認められる場合

※指定申請書類の提出後、人員が確保できないことが明らかになった場合や、人員に変更が生じた場合などは、ただちに当課に連絡してください。連絡なく指定を受けることは、虚偽の申請に該当し、場合によっては指定取消になることがありますのでご注意ください。

イ 指定申請の流れ

指定月の前々月の末日まで	1 事前相談	①事業者からの指定基準に関する質問に対する応答 ②図面相談等 ・介護保険事業者の指定を受けるためには、申請者の要件（法人格の取得、事業目的の明確化等）のほか、サービスの種類ごとに岡山市条例で定める人員や設備、運営に関する基準等を満たしていなければなりません。 よって、指定申請に当たっては、事前に、必要な手続きや人員の手配、設備面の整備、申請書類の作成など、様々な準備をする必要があります。 ・準備内容のご説明やご相談は、随時お受けしていますので、なるべく早い段階からご連絡ください。 ・事前相談には、管理者又は法人代表の方の同席でお願いします。
	2 申請 (申請書類の提出)	①申請書類の確認 ②欠格事由、人員基準、設備・運営基準の適合性をチェック ・申請時点で、必要な人員が確保できていること、基準に適した建物設備、備品等の設置が完了していることが必要です。 ・指定申請書類は、指定を受けようとする月の前々月の末日までに提出してください。なお、書類の不備等で受付できない場合もありますので、遅くとも申請期限の一週間前には提出するようにしてください。 ・申請者控えとして、申請書類一式の写しを必ず保管してください。
	3 受付	月の末日締め切り。(末日が閉庁日の場合は、翌開庁日)
前月	4 審査受理	①書類審査（申請内容が指定基準に適合しているか確認） ②現地確認 ③指定について地域密着型サービス運営委員会で審議 ④介護保険事業者台帳へ登録（事業所番号付番） ⑤指定通知書の送付 ※指定通知書は再発行しませんので大切に保管してください。
指定月	5 指定	※年4回、1日付けで指定します。 ・指定の有効期間は6年間です。当該有効期間を更新するには、更新申請が必要となります。
指定月以降	6 公示 情報提供	・指定事業者名、事業所名、所在地、サービスの種類等を公示し、市ホームページに掲載します。 ・事業者情報を岡山県国民健康保険団体連合会へ情報提供します。
	7 実地指導	・サービスの質の確保、向上を図るため、事業所を訪問してヒアリング行い、人員、設備、運営、報酬について指導します。

【指定申請書受付後の留意事項】

指定申請書受付後、指定月まで約1か月ありますが、その期間は指定申請書等の審査期間です。あくまでも指定予定であり、指定されるまでの間は、利用者との契約はできませんのでご注意ください。

また、広報等については、以下のことに注意してください。

- ・内容が虚偽又は誇大なものにならないようにすること。
- ・パンフレット、リーフレット（チラシ）等には、介護サービス事業所として、既に指定を受けているかのような表現はしないこと。
- ・各家庭を訪問し広報を行う際にも、強引な勧誘と受け取られかねないような対応は慎むこと。なお、事業の開始は、原則として指定日と同日としてください。

（４）その他の主な手続き

①業務管理体制に関する届出

- ・事業者として初めて介護サービス事業所等の指定を受けた場合は、「業務管理体制に関する届出」が必要です。下記へお問い合わせください。

◇岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課

(086) 212-1012

http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00169.html

トップページ > 事業者情報 > 事業を営んでいる方 > 介護・障害事業者 > 介護サービス事業者の業務管理体制整備に関する届出について

②老人福祉法上の届出

◇岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 高齢者福祉課

(086) 803-1230

③生活保護法上の指定

- ・平成26年7月1日以降は、生活保護法第54条の2第2項の規定により、介護保険法の規定による指定がなされた場合には、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。生活保護法の指定介護機関としての指定が不要な場合には、別途、申出書を下記の担当課へご提出ください。

◇岡山市 保健福祉局 障害・生活福祉部 生活保護・自立支援課 医療扶助適正化係

(086) 803-1244

Ⅱ—2 指定申請について

（１）指定申請に当たって

- ・地域密着型サービス事業を実施するためには、人員及び設備の基準満たしていることはもちろんのことですが、運営に関する基準に従って事業運営を実施できることが条件となります。指定申請を行う前に、必ず運営に関する基準をお読みいただき、基準どおり事業の実施が可能かどうかご判断の上、申請を行ってください。

- ◆また、事業所の場所や建物について、都市計画法（開発許可）及び建築基準法並びに消防法における関係部署と協議し、必要な手続等がある場合は、その手続きが完了していることが必要です。完了していない場合には、受付できないことがあります。必ず、事前に担当部署に確認し、建築物関連法令協議記録（市様式）に所定の事項を記載の上、提出願います。

（２）指定の要件

- ・介護保険上の指定事業者となるためには、事業所ごと、サービスの種類ごとに以下の要件を満たしている必要があります。

① 申請者が法人であり、定款等で当該事業実施の旨が明確であること。

《株式会社等の営利法人・特定非営利活動法人の場合》

（記載例）

定期巡回・随時対応型訪問介護看護を行う場合

：介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

（定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業）

- ・法人登記事項証明書等に上記の記載がない場合は、あらかじめ登記等の変更手続きを完了させておいてください。

《医療法人、社会福祉法人等の所轄・監督庁のある法人（特定非営利活動法人を除く）の場合》

※定款への記載の文言や定款変更認可の手続きについて、必ず所轄・監督官庁に相談の上、指定申請期限内に手続きを完了させてください。

また、登記の変更手続きについても併せて、指定申請期限内に手続きを完了させてください。

- ◆登記事項証明書に当該事業の記載がない場合は、原則として申請書類を受理できませんので、ご留意ください。

- ② 事業所従業員の知識及び技能並びに人員が定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業の場合は、「岡山市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第86号）」に定める基準及び員数を満たしていること。
- ③ 岡山市条例の定める運営に関する基準に従って、適正な事業運営ができること。
- ④ 申請者やその役員等が、介護保険法上の欠格事由に該当しない者であること。

Ⅲ 指定（更新）申請書類について

提出書類		備 考
指定申請書	様式第1号	<p>○法人の住所、名称、代表者の職名、氏名を記載する。 ※法人登記に記載されている住所を、丁目・番地、ビル名等を省略せずに記載してください。 ※法人の名称は登記上の正式な法人名を記載してください。 （例：「株式会社」を「(株)」のように省略しないこと。） ○法務局に登録した印鑑（法人の代表者印）を押印する。</p>
事業所の指定に係る記載事項	付表 7-1	○「運営規程」「勤務形態一覧表」の記載と一致していること
申請者の法人登記事項証明書（原本）又は条例等（写し）		<p>○申請者の法人格や事業目的について確認するものです。 ○法人の登記事項証明書（履歴事項証明書）の原本（3ヶ月以内で最新のもの）一通を添付してください。 ○登記申請中の場合は、法務局の受付印が押してある登記申請書類の写し及び確約書（登記事項証明書を提出する期日を示したものを）を提出してください。 ※同一事業者が同時に複数の事業所の指定・更新申請を行う場合（例えば、A法人が訪問介護と通所介護の2つの事業所を共に7月1日開始予定で申請する場合は、1つの事業所の申請書類に登記事項証明書の原本を添付していれば、他の事業所の申請書類には、その写しの添付で差し支えありません。その場合、当該写しに「原本は、〇〇の指定申請書に添付」等と記載し、原本の添付先を明記してください。</p>
事業所の位置図及び平面図	協議記録報告書	<p>○事業所の位置図（住宅地図等） ○事業所の平面図（各室の用途を明示する） ○事業所の設備内容について確認するものです。 ○当該事業に使用する設備基準上の専用区画（事務室、相談室、手指洗浄設備等）を明示し、当該事業に使用する備品（書庫など）の配置状況を含めて作成してください。 ※他の事業所と同じ事務所を共用する場合は、机などそれぞれの備品が、どの事業所のものなのかを明確に区分し、訪問介護事業所の専用部分を図面上、色分けしてください。（他のサービスと共有する場所がある場合はその旨を明記すること。）</p>
事業所及び専用設備等の写真		<p>○事業所の外観（建物全体）、出入口（玄関）、事務室、相談室、オペレーションシステムやケアコール端末、備品類（個人情報管理できるキャビネット、パソコン、ファックス、電話など）、手指洗浄設備（消毒液・ペーパータオル等を含む）、について、2方向以上から撮影しA4の紙に貼付又は印刷してください。 ○平面図に写真の番号と撮影した方向を矢印で明記してください。 ○写真は、直近の状況を撮影したカラー写真とし、撮影日を明記してください。 ○適切に事業を開始できる状態であることを確認するものです。<u>設備・備品が揃っていない工事中・改修中の写真は認められません。</u></p>
管理者就任承諾及び誓約書	岡山市様式 2-1	○管理者の就任意志を確認するものなので、管理者本人の直筆による署名（住所・氏名）が必要です。

<p>運営規程</p>		<p>○事業の適正な運営及び利用者に対する適切な定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供を確保するため、事業所ごとに、事業の運営についての重要事項に関する規程（運営規程）を定めてください。</p> <p>（運営規程に定めるべき事項）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事業目的及び運営の方針 2 従業者の職種、員数及び職務の内容 3 営業日及び営業時間 4 事業の内容及び利用料その他の費用の額 5 通常の事業の実施地域 6 緊急時、事故発生時等における対応方法 7 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法 8 虐待防止のための措置に関する事項 9 成年後見制度の活用支援 10 苦情解決体制の整備 11 その他運営に関する重要事項
<p>利用者から苦情を処理するために講ずる措置の概要</p>	<p>参考様式 7</p>	<p>○サービス提供等において、利用者及びその家族から苦情があった場合の処理体制や対応策について確認するものです。</p> <p>○苦情に関して、円滑かつ迅速に対応するため、利用者等に対する苦情解決責任者、苦情受付担当者等を定め、相談・連絡窓口の電話番号、対応時間を明記の上、事業所における苦情処理の体制および手順等を具体的に分かりやすくまとめて記載してください。</p> <p>○公的機関の苦情相談窓口として、下記の電話番号を記載してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・岡山市介護保険課 086-803-1240 ・岡山市事業者指導課 086-212-1012 ・岡山県国民健康保険団体連合会 086-223-8811 <p>※当該文書は、事業所内の見やすい場所に掲示するなどして、利用者へ適切に周知する必要があります。</p>
<p>当該申請に係る従業者の勤務の体制及び勤務形態</p>	<p>参考様式 1 市参考様式</p>	<p>○岡山県内の同一法人他事業所で勤務している従業者がいる場合、組織体制図（当該従業者に◎を付す）と、その事業所の勤務形態一覧表を添付してください。</p> <p>○資格証の写し（資格の必要な全ての職種）、必要な研修の修了証の写しを添付</p> <p>○雇用契約書等の写し（雇用契約書、労働条件通知書、辞令、労働者派遣契約通知書等の写し等）を添付</p> <p>○今回申請する事業所に「当該職種で従事している」ことが確認できる内容のもの 勤務形態一覧表に記載した順番に添付すること</p> <p>○雇用契約書（本人直筆の署名・捺印のあるもの）以外の場合は、その写しの裏面又は空白部分に本人により、氏名、住所、電話番号、就業開始年月日を記載すること</p> <p>○法人役員が管理者、従業員等で勤務する場合は、当該業務に従事していることの申立書を添付</p>
<p>建物の登記事項証明書・賃貸借契約書等の写し</p>		<p>○事業に使用する建物の使用権限について確認するものです。</p> <p>○事業所の建物が申請者（法人）の自己所有の場合、建物登記事項証明書（全部事項証明書）の原本又は登記識別情報（旧登記済権利証）の写しを添付してください。</p> <p>○事業所を賃貸借により使用する場合、賃貸借契約書の写しを添付してください。</p> <p>※賃貸借契約において、使用目的が「居住用（住居として使用）」など条件が付されている場合は、貸主に「訪問介護事業所（事務所）として使用すること」を認める旨を記した書面をもらい、その写しを添付してください。</p> <p>※賃貸借の借主は、申請者（法人）であること。代表取締役個人名での契約の場合や代表取締役が経営している他の会社名の場合などは原則認められません。</p> <p>※代表者の個人所有物件を、訪問介護事業所として使用する場合でも、賃貸借契約書又は使用貸借契約書が必要です。</p>

損害賠償への対応が可能であることが分かる書類		○「保険証書」又は「加入申込書及び領収書」の写し
連携する訪問看護を行う事業所の名称及び所在地 (連携型事業所のみ)	市参考様式 2 (複数の場合)	○連携する指定訪問看護事業所との契約書の写しを添付。 ○複数の訪問看護事業所と連携する場合は、市参考様式 2 を添付すること。
地域密着型サービス費の請求に関する事項	体制等に関する届出書 体制等状況一覧表	○「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書(地域密着型サービス用)」 ○「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表」 ○各種加算に係る書類を添付 ※体制届(必要書類・提出方法)を参照
誓約書	参考様式 9-1	
建築物関連法令協議記録報告書		
運営推進会議の構成員	参考様式 11	
パンフレット・チラシ等		(事業所で作成している場合)

※その他、必要な書類の提出をお願いする場合があります。